

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環型経済）の
一層の推進を求める意見書

我が国は、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活を確保するため、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に取り組んでいる。

従来の3Rの取り組みに加え、ストックを有効活用しながら資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制等を目指すサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会の形成において重要であるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献するものである。

実際に、サーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取り組みを進める地方自治体が現れており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用したエネルギーの自給率向上、住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築などにより、新たな付加価値や雇用が創出されている。

このように、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決とともに、新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものである。

また、サーキュラーエコノミーは、国連が採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」とも関連が深く、「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用の達成」や「廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用による廃棄物発生的大幅削減」などの目標達成に大きく貢献できる手段の一つと考えられており、達成目標としている2030年に向けても、サーキュラーエコノミーに係る取り組みを加速させることは重要である。

よって、国会及び政府においては、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミーの一層の推進のため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地域の循環資源や再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化、効率的な廃棄物エネルギーの回収などを推進するとともに、地方自治体、住民及び民間企業等の協働により、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品のメンテナンスやリユース製品の積極的な利用といった住民・消費者の意識変革や行動変容を促すとともに、地方自治体と民間団体等の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）6月4日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣
（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党及び日本維新の会所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員
及び大地さっぽろ脇元繁之議員